金融先物取引所に関する省令 (平成十年大蔵省令第百号)

大蔵大臣の定めるものは、 別下この号に掲げる取引(以下この号に掲げる取引(以下この号において同じ。 以下この号において同じ。 以下この号において同じ。 が第二条第四項第二号に規定する取引が が第二条第四項第二号に規定する取引が が当該行使により成立する取引に が当該行使により成立する取引に が当該行使により成立する取引に が当該行使により成立する取引に が当該行使により成立する取引に が当該行使により成立する取引に が当該行使により成立する取引に が当該行使により成立する取引に が当該行使により成立する取引に が当該行使により成立する取引に が当該行使により成立する取引に が当該行使により成立する取引に が当該行使により成立する取引に が当該行使により成立する取引に が当該行使により成立する取引に が当該行使により成立する取引に が当ない。	(収引证処金の項託を受けない収引) 改 正 案
以 払 す 売 立 値 あ 済 通 ン 金     次 現 に 種 お 下 う る 建 場 を っ を 貨 融 の ま お 類 い 同 立 取 玉 と い て 結 等 先 オ 各	
	現
	行

が売建玉を上回る場合 (法第二条第四項第三号口に規定する取引に係る価格又は金融指標をいう。)を同一とするものをいうする立場の当事者をいう。)としての地位を取得するかの別をいう。以下同じ。)及び権利行使価格 (当事者の一方の意思表示により成立以下同じ。)及び権利行使価格 (当事者の一方の意思表示により成立りとしての地位を取得するか買主 (法第二条第四項第三号口に規定す数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者をいう。

## (取引証拠金の預託方法)

| 当該取引証拠金の預託を受けなければならない。 | 一回頭第二号に規定する委託者をいう。以下同じ。) 又は申込者(同項第四号に規定する委託者をいう。以下同じ。) 又は申込者(同項第四号に規定するの各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を代理人としての各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を代理人としての各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を代理人としての各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を代理人としての名号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を代理人としての名号に規定する場合の区分に応じ、当該取引証拠金の預託を受けなければならない。

- 届け出た場合を除く。) 当該金融先物取引を受託した会員金の預託を委託する場合の当該他の会員をいう。以下同じ。)として引を受託した会員が他の会員を清算会員(会員が他の会員に取引証拠「法第三十七条第一項第二号又は第三号に規定する場合(金融先物取
- | 当該金融先物取引を受託した会員及び当該会員が届け出た清算会引を受託した会員が他の会員を清算会員として届け出た場合に限る。| 法第三十七条第一項第二号又は第三号に規定する場合(金融先物取

員

物取引に係る取次者及び当該金融先物取引を受託した会員た会員が他の会員を清算会員として届け出た場合を除く。) 金融先三 法第三十七条第一項第四号に規定する場合(金融先物取引を受託し

が届け出た清算会員物取引に係る取次者、当該金融先物取引を受託した会員及び当該会員た会員が他の会員を清算会員として届け出た場合に限る。) 金融先四 法第三十七条第一項第四号に規定する場合 (金融先物取引を受託し

(取次証拠金の預託に係る顧客の同意)

(委託証拠金の預託に係る顧客の同意等)

申込者から、自己に対して当該委託証拠金を預託させることについての申込者をして委託証拠金を預託させるときは、当該委託者、取次者又は第六条 会員は、法第三十七条第三項の規定により、委託者、取次者又は

## 書面による同意を得なければならない。

金の預託を受けなければならない。を預託させるときは、当該申込者の取次者を代理人として当該委託証拠2(会員は、法第三十七条第三項の規定により、申込者をして委託証拠金)

## (金融先物取引所における取引証拠金の分別管理)

らない。 の固有財産その他の取引証拠金以外の財産と分別して管理しなければな 金を管理するときは、次の各号に掲げる区分ごとかつ会員ごとに、自己 まを管理するときは、次の各号に掲げる区分ごとかつ会員ごとに、自己

- 預託を受けた取引証拠金 おいて金融先物取引を行うときに、同項の規定に基づき当該会員から 法第三十七条第一項第一号に掲げる場合のうち会員が自己の計算に
- に基づき清算会員から預託を受けた取引証拠金証拠金並びに同項各号に掲げる場合に、同項及び第四条第二項の規定先物取引を同条第三項の規定に基づき当該会員から預託を受けた取引法第三十七項第一項第一号に掲げる場合のうち会員が受託した金融
- に基づき委託者又は申込者から預託を受けた取引証拠金三法第三十七条第一項第二号又は第四号に掲げる場合に、同項の規定
- 次者から預託を受けた取引証拠金四、法第三十七条第一項第三号に掲げる場合に、同項の規定に基づき取
- 管理するときは、次項の規定に基づき管理されるものを除くほか、次に2 金融先物取引所は、法第三十七条第四項の規定に基づき取引証拠金を

掲げる方法により当該取引証拠金を管理しなければならない。

- の名義により明らかなものに限る。) 大蔵大臣の指定する金融機関への預金 ( 取引証拠金であることがそ
- に限る。)
  ・のであって、取引証拠金であることがその名義により明らかなもの一年法律第六十五号)第九条の規定により元本の補てんの契約をした「信託会社又は信託業務を営む銀行への金銭信託(信託業法(大正十二
- (同条第五項の規定により取引証拠金に充てられる有価証券等を管理して規定する有価証券その他第九条で定めるものをいう。以下同じ。)をででであるものをいう。以下同じ。)ををいるに成定する有価証券その他第九条で定めるものをいう。以下同じ。)ををいるに応じ、当該各号に定める方法により当該充当有価証券等(同項を)を対している。以下同じ。)をでは、次の各号に掲げる有価証券等のの規定によりでは、法第三十七条第四項の規定に基づき充当有価証券を管理している。
- を融先物取引所が保管することにより管理する方法 で保管される有価証券等を除く。次号において同じ。) 充当有価証券等の他の 一方の保管場所については自己の固有財産である有価証券等についてど の会員から又はどの会員を通じ預託を受けた有価証券等についてど の会員から又はどの会員を通じ預託を受けた有価証券等についてど の会員から又はどの会員を通じ預託を受けた有価証券等についてど の会員から又はどの会員を通じ預託を受けた有価証券等(混蔵し を融先物取引所が保管することにより管理する有価証券等(混蔵し
- は固有有価証券等の保管場所と明確に区分させ、かつ、充当有価証券証券等 当該第三者をして、当該充当有価証券等の保管場所について 金融先物取引所が第三者をして保管させることにより管理する有価

法であるかが直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方等についてどの会員から又はどの会員を通じ預託を受けた有価証券等

より管理する方法 「保管される有価証券等に限る。次号において同じ。」 充当有価証券等に 「ない、各会員から又は各会員を通じ預託を受けた充当有価証券等に 「ない、各会員から又は各会員を通じ預託を受けた充当有価証券等に 「ない、のつ、各会員から又は各会員を通じ預託を受けた充当有価証券等に 「な当有価証」

五 証券取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利率により直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法により直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法により直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する有価により直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する有価により直ちに判別が第三者をして保管させることにより管理する有価の 金融先物取引所が第三者をして保管させることにより管理する有価

簿により直ちに把握できる状態で管理する方法た有価証券等として明確に管理させ、かつ、当該管理状況が自己の帳第三者をして、充当有価証券等を会員から又は会員を通じ預託を受け

(取引証拠金等の充当有価証券等の充当価格)

同条第三項の委託証拠金の全部又は一部が同条第五項の規定により有価第八条 法第三十七条第一項の取引証拠金、同条第二項の取次証拠金及び

第十条 第九条 法第三十七条第五項に規定する大蔵省令で定めるものは次に掲げ うときは、 るものとする。 所が法第十七条第二項の規定に基づく大蔵大臣の認可 (以下「大蔵大臣 の認可を得て定める率を乗じた額を超えない額とする。 の認可」という。)を得て定める基準日の時価に株券(端株券を含む。 証券等をもって充てられる場合におけるその充当価格は、金融先物取引 より行わなければならない (総取引高及び成立した対価の額等の通知等) (取引証拠金等の充当物 については百分の七十、 (略) (略) 金融先物取引所は、 別表第 一に定める事項についてその業務規程に定める方法に 法第四十二条の規定による通知及び公表を行 その他については金融先物取引所が大蔵大臣 第四条 第三条  $\equiv$ を含む。)に規定する大蔵省令で定めるものは次に掲げるものとする。 により、 (取引証拠金等の充当物) (相場及び取引高報告書の様式) 有価証券 ( 法第二十七条第二項に規定する有価証券を除く。 ) 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項に掲げる (略) (略) 法第三十七条第二項 (法第四十八条第三項において準用する場合 法第四十三条第一項の規定による相場及び取引高報告書は、 作成しなければならない。 別表

いて行わなければならない。  他の事項の報告を行うときは、別表第一及び別表第十一条 金融先物取引所は、法第四十三条第一項	相場等の報告)
الإ	金融先物取引所は、法第
いて行わなければならない。	の事項の報告を行うときは、別表第一及び別表第二に定める事項に
	て行わなければならない。

1		一は、取引件数値、その日の清算を行うために金融先 物取引所が業務組程の定めるところにより算出した数値がの額、差別件数、最初、最高、最低及び最終の成立では、取引件数、最初、最高、最低及び最終の成立を件数を開発した対価の額、建工件数であるところにより算出した対価の筋が業務規程の定めるところにより第出した対価の筋が業務規程の定めるところにより第出した対価の筋が業務規程の定めるところにより第出した対価の筋が業務規程の定めるところにより第出した対域の額、建工件数の多い順序に従い二十五名に関して、会員名及びそれぞれの取引件数	に の件数を いの件数、最初、最高、最低及び最終 が開始がでは では では では では では では では では では	通知、公表及び報告事項	別表第一(第十条及び第十一条関係)	改正	
現の種類   担出区分   現出区分   記載   東西日の近   東西日の田田を旧を旧を旧を旧を旧を旧を旧を日を日を日を日を   東西日の田田を田の町の町の町の町の町の町の町の町の町の町の町の町の町の町の町の町の町の		注 意 事 項 注 意 事 項 で付け又は買付けごとに区分すること。	1区分すること。	注意事項		案	
以い建、取用種					(第四条関		
下な工 取 期種 同 に		第四 月日 及 び			<u>(</u>		対
大き場合   大き場合	下同じ。) 本・い取引の取引の取引の取引の取引の収引の取引の保数を決了の が変を決了の が変を決する でいる。 では、取引対象通貨等	清価約最価はに、値し定先の値数計引約数約最数はに、、、				現	照
	る以下のでは、取引対象 は、取引対象 は、取引対象 は、取引対象 は、取引対象 をなる同種ので、シスは に、金銭を で、シスは で、シスは で、シスは で、シスは で、シスは で、シスは で、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	三、毎月の相場表には、その月に別が定価格又は約定価格又は約定価格又は約定価格又は約定価格又は約定価格又は約定価格又は約定価格以は約定価格以は約定価格別は約定価格別は約定価格別は約定価格別は約定価格別にが	で、種類、取引対象通貨等及び期限 一、種類、取引対象通貨等及び期限 一、種類、取引対象通貨等及び期限 一、種類、取引対象通貨等及び期限 で、種類、取引対象通貨等及び期限	載上の		行	(基融先物取引所に関する省令)

はに会 いつ 毎 り 月 て分	
び建玉件数で建玉件数を高い、会員名、取引作数を取引に変えて、取引作数を取引に変え、取引に変え、取引に変え、取引に変え、取引に変え、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、	
一、種類、取引対象通貨等及び期限の異なる取引 こ、法第二条第四項第一号に規定する取引における総取引件数を取引日数で除したものを、建玉件数については、当該会員の子では、期限に決済を行う建玉件数を記載すること。 に記載し、各々小計を付した上合計すること。 ただし、新規の売付又は買付及び転売又は買戻し別に記載し、各々小計を付した上合計すること。 ただし、新規の売付又は買付及び転売又は買戻し別に記載し、各々小計を付した上合計すること。 ただし、新規の売付又は買付及び転売又は買戻し別に記載し、各々小計を付した上合計する正と。 ただし、新規の売付又は買付及び転売又は買戻し別に記載し、各々小計を付した上合計すること。 ただし、新規の売付又は買付及び転売又は買たがに、新規の売付又は買付及び転売又は買戻し別に記載し、各々小計を付した上合計すること。 また、権利行使及び割当件数を記載すること。 また、権利行使及び割当件数を記載すること。	所の定める方法により決済することをいう。以所の定める方法により決済することをいう。以所の定める方法により決済することをいう。以所の定める方法により決済すること。 に記載し、各々小計を付した上合計すること。 ただし、新規の売付又は買付及び転売又は買ただし、新規の売付又は買付及び転売又は買たが、新規の売付又は買付及び転売又は買たし別に記載し、各々小計を付した上合計すること。 ただし、新規の売付又は買付及び転売又は買戻し別に記載すること。 ただし、新規の売付又は買付及び転売又は買戻し別については、金額の記載は要しない。 では、第二条第四項第三号に規定する取引にあっては、第月ので付又は買付及び転売又は買戻しがに記載すること。 に記載すること。 とただし、新規の売付又は買付及び転売又は買戻し別に記載すること。 では、金融額の記載は要しない。 はただし、新規の売付では買付及び転売とは買けるび転売では、金融の記載にあっては、金融の記載は要しない。 はただし、新規の売付では買付及び転売とは買にあっては、一日平均取引件数を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を